

**令和7年度及び令和8年度 米子市及び米子市上下水道局建設工事入札参加資格審査申請書提出要領
(市外及び給水区域外業者用)**

米子市及び米子市上下水道局の建設工事の指名競争入札に参加を希望する者で市の区域（上下水道局に係る建設工事にあっては、境港市及び西伯郡日吉津村の区域を含む。）外に本店を有するものは、次の事項に注意して提出書類を作成し、提出すること。

1 受付期間等（※鳥取県の有効期間とは異なるので注意すること。）

受付期間			有効期間
第1期	第1回	令和6年12月1日～令和7年1月31日	令和7年6月1日～令和9年5月31日
	第2回	令和7年4月1日～同月30日	令和7年7月1日～令和9年5月31日
	第3回	令和7年7月1日～同月31日	令和7年10月1日～令和9年5月31日
第2期	第4回	令和7年10月1日～令和8年1月31日	令和8年6月1日～令和9年5月31日
	第5回	令和8年4月1日～同月30日	令和8年7月1日～令和9年5月31日
	第6回	令和8年7月1日～同月31日	令和8年10月1日～令和9年5月31日

ただし、TCASを利用する方法以外の方法による提出にあっては、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 提出先 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課
TEL:0859-23-5365 FAX:0859-23-5367

3 提出書類

提出書類	市外業者等	備考
入札参加資格審査申請書類チェックシート（建設工事）	○	■ 「作成者チェック欄」に✓を記入して提出すること。
建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）	○	
入札参加資格希望表（様式第2号）	○	
工事経歴書（様式第3号）	△ ※1	■ 記載された工事の内容を確認することができるものとして、当該工事の工事カルテの写し又は請負契約書及び仕様書等の写しを添付すること。
使用印鑑届（様式第7号）	○	■ 使用印鑑は、代表者役職印又は個人印とすること。（会社印は不可）
市税等同意書兼誓約書（様式第8号）	○	
資本関係等調査（様式第9号）	○ ※2	■ 米子市及び米子市上下水道局の建設工事入札参加資格者との関係についてのみ記載すること（入札参加資格者については、米子市ホームページに掲載の資格者名簿を参照すること。）。)
労働保険に係る誓約書（様式第10号）	○	
営業所一覧（様式第11号）	△	■ 年間を通じて委任する場合に、受任者のみ記載すること。
建設業許可通知書（写し）又は建設業許可証明書若しくはその写し	○	■ 証明書については、申請日前3か月以内に発行されたもの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）	○	■ 総合評定値が記載されたもの ■ 審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの通知書
法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 個人にあっては、当該個人の住民票の抄本	○	■ 登記事項証明書は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ■ 申請日前3か月以内に発行されたもの ■ コピー可
消費税及び地方消費税の納税証明書	○	■ 証明書様式その3、その3の2又はその3の3 ■ 申請日前3か月以内に発行されたもの ■ コピー可

委任状	△	■ 年間を通じて委任する場合
受付票返信用封筒又ははがき	△	■ 受付票が必要な場合 ■ 切手を貼って返信先を記した封筒又ははがき
特殊工事入札参加資格審査附属書類	△	■ 特殊工事の入札参加資格を希望する場合 ■ 特殊工事入札参加資格審査附属書類提出要領による。

注) ○：必要な書類、△：該当者のみ必要な書類

※1 次に掲げる場合に提出すること。

- (1) 完成工事高に2年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合
- (2) 完成工事高に3年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合
- (3) 希望工種が**建築一式工事（解体）、とび・土工・コンクリート工事（交通安全施設）、電気工事（下水道施設）、機械器具設置工事（下水道施設）又は内装仕上工事（畳工）**に該当する場合
電気工事（下水道施設）及び機械器具設置工事（下水道施設）については、審査基準日前10年間又は審査基準日から申請日までの間の工事実績を記載すること。

▲特殊工事の工事経歴については、特殊工事入札参加資格審査附属書類提出要領によること。

※2 次に掲げる場合は必要事項を記載して、該当事項がない場合は「該当なし」と記載して、提出すること。

ただし、**米子市及び米子市上下水道局の建設工事入札参加資格者との関係についてのみ記載すること。**

- (1) 申請者が他者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係
- (2) 申請者と他者が、同一の会社の議決権保有者である関係
- (3) 申請者の取締役（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された管財人を含む。）が他者の取締役を兼ねている関係
- (4) 申請者の取締役と他者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係
- (5) (1)から(4)までの関係に準ずる関係

4 提出方法 持参、TCASを利用する方法又は郵便若しくは信書便（書留等）とする。

5 資格の有効期限

令和9年5月31日（令和9年度）の入札参加資格が決定されるまでの間は、当該決定の日の前日）までとする。

ただし、次に掲げる場合は、それぞれに定める日までとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者が資格要件のいずれかに該当しなくなったとき。市長又は水道事業管理者が当該事実を確認した日の前日
- (2) 入札参加資格に係る事業を継続していないとき。市長又は水道事業管理者が当該事実を確認した日の前日
- (3) 審査基準日が令和6年10月1日から令和7年9月30日までの**経営事項審査結果通知書等の写しを令和8年2月末日までに提出しないとき。令和8年度の入札参加資格が決定する日の前日**

6 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和6年10月1日以後に会社更生法による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再審査を申し出なければならない。

7 注意事項

- (1) 希望する入札参加資格に対応する建設業の許可及び経営事項審査（総合評定値の通知を受けているもの）を受けていない者、市税等に滞納がある者並びに暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員を役員等（役員、支配人その他経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている者については、指名競争入札に参加する資格を認めない。

- (2) 特殊工事の入札参加資格を希望する者は、通常の申請書類のほかに、別途定めた特殊工事関係書類を提出すること。
 - (3) 中央公共工事契約制度運用連絡協議会の統一様式による申請は、受け付けない。
 - (4) 建設工事入札参加資格審査申請書及び特殊工事入札参加資格審査附属書類は、別々にとじること。なお、フラットファイルにとじて提出する場合は、金属製金具を使用しないこと。クリップ留め、ホチキス又はひもでとじてよい。
 - (5) 申請書を郵便又は信書便により提出する場合は、書留又はこれに準じたものにより送付すること。この場合には、各提出期間の末日の**午後5時までに到着したもの**に限り、受け付ける。
 - (6) 各様式の押印（使用印鑑届（様式第7号）の使用印欄への押印を除く。）については、申請者等が個人事業主であって、当該申請者等が氏名を自署する場合は、その押印を省略することができる。
- ◎ 除草業務等の委託業務については、物品・役務での申請手続を行うこと。